

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2017年1月号 | No. 1/2017

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

PCT–特許審査ハイウェイ（PCT-PPH）パイロット

ポーランド共和国特許庁のグローバルPPHパイロットへの参加

2017年1月6日に、ポーランド共和国特許庁がグローバル特許審査ハイウェイ（GPPH）パイロットに参加し、これにより参加庁は22になりました。

本パイロットでは、何れかの参加庁による成果物（PCT国際段階の成果物、つまり国際調査機関又は国際予備審査機関の見解書、若しくは特許性に関する国際予備報告（第II章）を含みます）において特許性ありと判断された請求項が少なくとも一つあり、その他の適用可能な基準を満たしていれば、他の参加庁に対して早期審査を請求することができます。本パイロットは、単一の適用要件を使用し、ユーザがより利用しやすくなるように、既存のPPHネットワークを簡易にし改善することを目的としています。

GPPHパイロットを利用する為の必要な要件などのさらなる詳細情報は、以下の特許審査ハイウェイポータルサイトをご覧ください。

<http://www.jpo.go.jp/ppph-portal/globalpph.htm>

また、ポーランド共和国特許庁の以下のウェブサイトにも情報が掲載されております。

<http://www.uprp.pl/global-pph/Text02,860,17404,4,index,pl,searchresult/>

更新されたPCT-PPH試行プログラムのPCTウェブサイトは以下のリンク先からご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

委任状の放棄

PCT規則90.4(d)及び90.5(c)に基づく通知（キプロス企業及び管財人登録部）

受理官庁としてのキプロス企業及び管財人登録部は、別個の委任状及び/又は包括委任状の写しを提出するよう規定するPCT規則90.4(b)及び90.5(a)(ii)に基づく要件を放棄する旨を、国際事務局（IB）へ通知しました。別個の委任状又は包括委任状の写しが要求される特別の状況はありません。

委任状の放棄に関する背景情報は、*PCT Newsletter* 2004年1月号の2ページをご覧ください。

(PCT出願人の手引 附属書C (CY) 及び“PCT規則90.4(b)及び90.5(a)(ii)に基づく委任状の放棄をWIPOへ通知した官庁(又は機関)の一覧”を更新しました。)

PCT 最新情報

BH: バーレーン (所在地、電話番号、Eメールアドレス、要求する写しの部数)

BY: ベラルーシ (Eメールアドレス)

CH: スイス (微生物及びその他の生物材料の寄託機関)

CY: キプロス (代理人に関する要件)

IL: イスラエル (手数料)

IN: インド (手数料)

JP: 日本国 (手数料)

手数料表I(a)に掲載されているとおり、2017年3月1日から、受理官庁としての日本国特許庁に対して日本円で支払われる、国際出願手数料、30枚を超える用紙ごとの手数料及び手数料表の項目4に示された適用する手数料減額の日本円の換算額が変更されます。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (JP) が更新されました。)

KH: カンボジア (受理官庁としての官庁の要件に関する情報)

KR: 大韓民国 (所在地及びあて名、優先権が主張されている先の国内出願に関する特別の規定)

NO: ノルウェー (翻訳の要件)

PH: フィリピン (手数料)

RS: セルビア (手数料)

SG: シンガポール (出願言語)

VC: セントビンセント及びグレナディーン諸島 (Eメールアドレス、通信手段)

調査手数料及び国際調査に関するその他の手数料 (オーストリア特許庁、欧州特許庁、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)、フィンランド特許登録庁 (PRH)、シンガポール知的所有権庁、イスラエル特許庁、日本国特許庁、韓国知的所有権庁、国立工業所有権機関 (ブラジル)、国立工業所有権機関 (チリ)、北欧特許機構、スペイン特許商標庁、ウクライナ国家知的所有権庁 (SIPSU)、スウェーデン特許登録庁、米国特許商標庁、ヴィシエグラード特許機構)

補充調査手数料 (連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦))

予備審査手数料及び国際予備審査に関するその他の手数料 (イスラエル特許庁、日本国特許庁)

2017年3月1日から、国際予備審査機関としての日本国特許庁へ支払う取扱手数料の額が変更されます。新しい料金は22,800円です。

(PCT 出願人の手引 附属書 E (IL 及び JP) が更新されました。)

PCT実施細則の修正

2016年12月15日から、PCT実施細則に新しく第218号及び第315号が追加され、第413号が修正されました。

実施細則の修正版は、HTML形式で英語及び仏語にて、それぞれ以下のリンク先からご利用いただけます。

(英語) http://www.wipo.int/pct/en/texts/ai/ai_index.html

(仏語) http://www.wipo.int/pct/fr/texts/ai/ai_index.html

上述の変更は、PCT官庁、機関及びユーザ団体へ送付されたPCT回章C.PCT1480及び1489において詳細な説明がされており、それぞれ以下のリンク先にて閲覧可能です。

<http://www.wipo.int/pct/en/circulars/2016/1480.pdf>

<http://www.wipo.int/pct/en/circulars/2016/1489.pdf>

PCT受理官庁ガイドラインの修正

2016年12月15日から、PCT受理官庁ガイドラインの paragraph 166C、166Nから166Q、166T、333A及び333Bが修正されました。詳細は、それぞれ以下のリンク先にてPCT回章C.PCT1480及び1489をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/circulars/2016/1480.pdf>

<http://www.wipo.int/pct/en/circulars/2016/1489.pdf>

本ガイドラインの修正版は、PDF及びHTML形式で英語及び仏語にて、それぞれ以下のリンク先からご利用いただけます。

(英語) <http://www.pct/en/texts/pdf/ro.pdf>

(英語) <http://www.wipo.int/pct/en/texts/ro/index.html>

(仏語) <http://www.pct/fr/texts/pdf/ro.pdf>

(仏語) <http://www.wipo.int/pct/fr/texts/ro/index.html>

PCT国際調査及び予備審査ガイドラインの修正

2016年12月15日から、PCT国際調査及び予備審査ガイドラインの paragraph 15.36A、15.36B、15.88B及び15.88Cが修正されました。詳細は、以下のリンク先にてPCT回章C.PCT1480及び1489をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/circulars/2016/1480.pdf>

<http://www.wipo.int/pct/en/circulars/2016/1489.pdf>

本ガイドラインの修正版は、PDF形式で英語、仏語及びスペイン語にて、それぞれ以下のリンク先からご利用いただけます。

(英語) <http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/texts/pdf/ispe.pdf>

(仏語) <http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/fr/texts/pdf/ispe.pdf>

(スペイン語) <http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/es/texts/pdf/ispe.pdf>

PCT 関連資料の最新／更新情報

PCT作業部会の報告書

2016年5月17日から20日まで開催された第9回PCT作業部会の報告書（文書PCT/WG/9/28）が通信により採択され、現在、同会合の他の文書と共に下記のWIPOウェブサイトにて閲覧可能です。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=39464

欧州資格試験 “The European Qualifying Examination” のための資料

欧州弁理士志望者が受ける欧州資格試験（EQE）のための資料の準備を手助けするため、国際事務局は、EQEの試験委員会との合意に基づき、2016年12月31日時点のPCT出願人の手引の“国際段階”と“国内段階”の全ての内容を包含する、英語版と仏語版の4つのPDFファイルをPCTウェブサイトに掲載しました。これらのファイルはそれぞれ以下のリンク先からご利用いただけます。

（英語） <http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/eqe/ip.pdf>

（英語） <http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/eqe/np.pdf>

（仏語） <http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/fr/eqe/ip.pdf>

（仏語） <http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/fr/eqe/np.pdf>

偽の手数料の支払い請求

新たな請求書

PCT 出願人や代理人が WIPO 国際事務局（IB）からの通知ではなく、PCT に基づく国際出願の手続きに関係のない、手数料請求書を受け取る事態について、PCT Newsletter において再三にわたって注意喚起を続けております。そしてこの度、“**IP Direct – International Patent and Trademark Directory**” からの新たな請求書が確認されました。本請求書は、PCT ユーザが WIPO に通報した他の多くの例と共に下記リンク先でご覧いただけますし、このような請求書に関する一般的な情報も同リンク先からご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは IB のみです（PCT 第 21 条(2)(a)参照）。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、組織内の手数料支払い担当者やこのような請求書を受理する可能性がある発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号： +41 22 338 83 38

FAX 番号： +41 22 338 83 39

電子メール： pct.legal@wipo.int

WIPOは、PCT出願人、代理人又は発明者（PCTユーザ）の皆様にも、政府又は消費者保護協会にて対処するようお勧めしております。苦情申立ての例文や“苦情受付け政府機関又は消費者保護協会”の一覧が上記ウェブサイトでご覧いただけます。

PCTに関する記事

WIPO マガジン（2016 年第 6 号）から以下の記事へのリンク先が、PCT ウェブサイトの“PCT に関する記事” ページへ追加されました。

空飛ぶ車：夢を現実に変える

スロバキア企業 AeroMobil の最高執行責任者 Ladislav Batik 氏は、空飛ぶ車—自動車及び飛行機として両方機能する乗り物—の開発に関する課題、そしてそのプロセスにおいて知的財産が果たす役割について語っています。

“技術的且つ規制上の課題両方を克服するための多大な労力に鑑み、AeroMobil はイノベーションを保護する必要性を痛感しています。当初から私たちの戦略は私たちがもっているものを保護することです。イノベーションの過程において私たちは保護すべき多くのアイデアを考え出しており、それらは将来の潜在的な収入源であるため、当然のことながら誰にも盗まれたくないのです。” Batik 氏は言及しています。

“私たちは 2012 年にスロバキアで最初の特許 [出願] を出願し (PCT SK/2012/000010)、次いで WIPO の特許協力条約 (PCT) を通して 101 ヶ国に出願 [国内段階へ移行] しました”、Batik 氏は述べています。

資源に乏しい発明者が特許制度を使いこなすための支援

発明者への支援プログラム (IAP) として知られる、WIPO が先導する新しい取組が 2016 年 10 月に開始されました (*PCT Newsletter* 2016 年 12 月号参照)。この取組は資源に乏しい発明者と無償の特許弁理士間の仲介をすることを目的としています。

IAP を監督する WIPO 特許法部長代理である Marco Aleman 氏は *WIPO マガジン* で説明しています。“これらの弁理士たちは、特許出願が結果的に最初の関門から先に進めないという失敗を回避するために必要な技術的なアドバイスを提供することで、資源に乏しい発明者が特許のプロセスをうまく乗り切るための支援をすることが出来ます”。

“IAP は各国のイノベーション目標の支援、国内特許制度の強化、及び経済成長への貢献を確約します。今日のグローバル化した世界において、特許により付与された独占権は、権利者に市場での特権的な立場を保障し、また大変必要とされるビジネスへの投資を誘致する手助けとなるでしょう。現地の発明者の特許取得を手助けすることは、彼らの創造性をビジネスの機会へと変えるプロセスにおいて非常に貴重な支援の手となります。”

これまで、IAP はパイロット 3 ヶ国の 13 人の発明者の発明を支援し、その中には携帯用エスプレッソコーヒーマーカーや家庭の廃棄物を肥料へ変える装置を含みます。特許プロセスで最も進展したものは、植物廃棄物から動物性食品を採取する機械とその方法です。これはすでに、多数の法的管轄地域において特許保護を得るための簡素化された方法を提供する WIPO の特許協力条約 (PCT) に基づく国際特許出願の対象 (PCT/IB2016/055056) となっています。”

WIPO マガジンは下記リンク先からご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/news/pct_news.html

また 2016 年第 6 号は下記リンク先からご覧いただけます。

http://www.wipo.int/wipo_magazine/en/pdf/2016/wipo_pub_121_2016_06.pdf

実務アドバイス

中南米で効率的に特許を取得するための PCT 及び PPH-PROSUR

Q: 当方のクライアントにとって中南米諸国でいくつかの発明の特許保護を求めることは重要であり、関心のある数ヶ国に関しては PCT が非常に有益です。しかしながら、たとえ国内段階へ移行しても、特定の中南米諸国は非常に大きな特許審査の滞貨があり、当方のクライアントが適時に特許を取得するのを難しくしています。これらの滞貨に対処するのに役立つよう PCT を戦略的に利用出来る方法はあるのでしょうか？

A: PCT の利用は、二国間及び/又は多国間の特許審査ハイウェイ（PPH）合意と組み合わせることにより、特定の国内における滞貨への対処の問題も含め、貴殿のクライアントにとって有益かもしれない幾つかの状況があります。

上述の状況で一つの不可欠な要素は、ごく最近発効したアルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、エクアドル、パラグアイ、ペルー及びウルグアイの8つの知的財産庁間による“PPH-PROSUR”の合意でしょう（2016年5月6日のMOUの翻訳を参照：http://www.wipo.int/scp/en/meetings/session_25/comments_received/Argentina_2.pdf）。

当該多国間合意により、別の PROSUR 国の官庁により先に実施された国内審査の結果、又は PCT 国際調査及び予備審査機関としての国立工業所有権機関（ブラジル）及び国立工業所有権機関（チリ）により実施された PCT 調査又は審査の結果に基づいて、この合意の締約国の一つの知的財産庁へ PPH プロセスを請求することが可能です。そのためもし貴殿のクライアントが PCT 国際調査の実施にあたりブラジル又はチリどちらかの国際調査機関（ISA）を使用していたのであれば、その作業結果を他の PROSUR 国での早期審査に直接活用することができます。

しかしながら、他の PCT 国際調査機関（ISA）の作業結果もまた、それほど直接的ではないにしても、これらの国での早期審査のベースとして利用される場合もあります。一つの例として、貴殿のクライアントが国際段階で ISA として欧州特許庁を使用していたとします。EPO は現在、コロンビアの知的財産庁と PCT-PPH の合意があります（<https://www.epo.org/lawpractice/legal-texts/official-journal/2016/09/a75.html> 参照）。そのため、貴殿の PCT 出願において、EPO によって肯定的に評価されたいずれかの請求項に基づき、貴殿のクライアントはコロンビアの商工監督局（SIC）に対し国内段階での PCT-PPH 早期審査を請求することができます。また一つ以上の請求項が、国内段階での実体審査において SIC により特許性を有していると思なされた場合、上記の PPH 合意に従い他の PROSUR 国において審査は早められるでしょう。たとえ多大な滞貨を有する国であっても、当該方法で進めることにより、特許出願に関する最終決定を受け取る時間を大幅に縮めることができます。またこの間接的な方法は、貴殿のクライアントが現在 PCT 締約国ではないアルゼンチンやパラグアイ、ウルグアイでも早期審査を求めることを可能にすることにご留意ください。

PCT-PPH 合意に関する追加の情報は以下のリンク先をご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

官庁間の他のワークシェアリングの取り組みに関する詳細は以下のリンク先をご覧ください。

<http://www.wipo.int/patents/en/topics/worksharing/>

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧